

令和7年度 庄内町商工業振興資金利子補給補助金

庄内町では、商工業者の経営基盤の確立と設備近代化を図ることを目的として、対象資金の融資を受けた場合、利子の一部を補助します。

対象者	◇庄内町商工会会員で次のいずれかに該当する商工業者 1 本町に本店又は主たる事業所を有し、かつ事業を営む者 2 本町に開業計画を有する者	
対象資金	産業活性化支援資金	地域産業振興特別資金
	事業承継・M&A 促進資金	脱炭素社会推進資金
	開業支援資金	観光振興資金
	産業立地促進資金	環境保全促進資金
	小規模企業資金（運転資金のみを除く）	災害対策資金
	地域経済変動対策資金	
	上記の融資を新規で受けた場合、庄内町商工会に利子補給認定を申請し、認定されることによって対象となります。 なお認定は、 <u>1 会計年度において 1 商工業者につき 1 回限りとなります。</u>	
認定申請	◇融資実行日から 1 ヶ月以内に、利子補給認定申請書と添付書類を、庄内町商工会まで提出してください。	
	添付書類	
	① 事業計画書	② 資金償還計画書
	③ 直近2箇年の財務諸表	④ 見積書及び図面又は契約書の写し等
	利子補給認定申請書の用紙は、各金融機関、庄内町商工会、町商工観光課にあります。随時受付しております。	
金額及び期間	◇商工業者が支払った利子の 2 分の 1 の額（延滞利息を除く。） ◇融資実行日から 3 年以内（一括返済や借換等の返済条件変更をされた場合は、その時点までとなります。）	
交付申請	◇毎年 3 月 1 日から 8 月末日までを上期分として 9 月末日まで、9 月 1 日から 2 月末日までを下期分として 3 月末日まで、利子補給補助金交付申請書と金融機関が発行する添付書類を添えて、庄内町商工会へ提出してください。	
	添付書類（金融機関発行）	
	① 各月の償還残高に応じた利子分の明細書	
	② 利子払込証明書等の書類	
	申請がない場合や申請期限を過ぎた場合は、当該期間の利子補給はできません。	
融資相談及び問合せ先	[融資について] 各種金融機関 [認定について] 庄内町商工会 Tel 42-2556 [その他・制度について] 庄内町商工観光課商工労働係 Tel 42-0138	